

戦後教育資料

X-51	
X	0-4
85	85

義務教育無償制度に関する参考資料

- (1) アメリカにおける義務教育無償制度
- (2) 我国憲法で言う義務教育無償の範囲について
- (3) 義務教育無償を実施した場合の所要経費

天野 51

X - 85

(1) アメリカに於ける義務教育無償制度

アメリカに於ける義務教育無償は各州によりその範囲を異にしているのですが、公立学校無償の原則の一環として最近とみにこの問題が重要視されてきたことは事実でありまして次のようなことについて大半の州に於ては州の特別補助金を用意してその達成に努力してきております。

A 交通費

スクールバスの整備によつて児童生徒に課する通学費の負担をなるべく軽減させるように各州とも努力してありますが1943-44年の調査によればその恩恵に浴している児童、生徒の数は全米生徒数の19.7%を占め92,829台のスクールバスと107,754,467ドルの経費を費して実施されその予算も逐年増加の一途をたどつております。

今これを州別にみれば

デジョーヤ・イリノイ・メイン・ミネソタ・ロードアイランド
サウスカロライナ・テネツシー・テキサス・ワイスコンシン
の九州では学区内の学童を学校に輸送するための特殊補助を行つておりますし、またマサチュー
セツツミゾリー・ニューヨーク・ロードアイランドでは
池学区の学校へ行く高等学校の生徒の輸送の

ために特殊の補助を用意して居ります。そして現在約半数以上の州がこの通学のための経費を準備しているのが現状であります

この補助は学校よりの距離、気候或は教育委員会の認識度如何によつて相当大きな制約を受けるわけでありませんが地理的特殊事情も手伝つて一般に北部に盛で南部に行くに従つて低調になつております。今1943-44年度において全米でこの恩恵を受けている19.7%の児童生徒を州別にみれば最高はノースカロライナの37.4%最低はネブラスカの3.4%となつております。またこれを予算との関係において考察すれば全米では消費的支出の4.7%を占め最高はミシシッピー州の17.2%最低はイリノイ州の1.5%となつております。更にこれを児童生徒一人当たりとして見るときは逆に低調である南部の諸州が高く最高はネブラスカの一人当57.35ドル最低はノースカロライナの一人当8.66ドルとなります。

教科書 アメリカ各州においては公立学校の教科書は少数の例外を除いては殆どが学校の設備として準備し生徒に無償で配布して居りますがそれは殆

んと貸与という形式をとつて居ります。そしてその中アリゾナ・アルカンサス・アラバマ・フロリダ・ジョージヤ・ケンタツキールイジアナ・メアリアランド・ミゾウリー・ニューメキシコ・ノースカロライナ・テネツシー・テキサス・ウエストバージニヤの14州では学校教科書無償配布のための特別補助金をもつております。

今二・三の例を拾つてみますとメアリアランド州においては州の学校法規で教科書・副読本・教育用具・文房具その他学校で必要とする品物については父兄及び本人が特に買いたいという意思表示をしない場合は無償で配布するよう規定されて居ります。たゞしこの場合三年間は教科書又はシリーズを変更しないことになつて居ります。また同州では教科書その他の購入方法は入札競買によるのが多いようです。またウエストバージニヤ州においては、各学校は州命産之毎年1000ドル以上3000ドル未満の額を供託してその中より教科書を購入する事としこの資金は一般学校予算よりまかなわれることとなつて居ります。も

しもその学校が教科書を購入しない場合にはその供託金は後で返還されます。

ケンタツキー州では例外的に生徒に教科書を購入させる事を原則として居りますがその場合においても次のような保証乃至制限を設けて居ります即ち各教育委員会は学区内での使用図書を販売させるために公取次者として商人を一つ以上指定することになつて居りそして教科書は最低の卸値段で供給されます。又新しい教科書の採用の場合は古い教科書は生徒から返されて新しい教科書を購入するわけでありますが此の場合でも古い教科書は交換価格で買上げられ新しい教科書はその価格の15%増の価格以内で提供されなければならなくなつて居ります。また、公取次者と出版業者の關係には適法な保証を心算とするわけでありましたがこれらに違反があつた場合には任命したところの教育委員会はその任命を取消すことができるようになつて居ります。そして生徒が他の地方の学校に

転受する場合にはその地方の教育委員会がもし要求があればその本を購入しなければならないと規定されて居ります。

通学用バス 学校給食については最近農務省より州当局へこれに対する権限移譲が行われそれ以後各州それぞれの規準によつて実施しておりますが学校の種類とか或は給食品の級別によつてそれぞれその内容にも相違があるのが通常であります。例えば1946-47年のアリゾナ州においては183の学校が33,000人の生徒に対して給食を実施し連邦政府よりはその補助として約30万ドル(年額)の補助を得ております。この場合同州においては一食の最高を9セントとし普通は5.6セントでまかなわれております。

また1947-48年のノースカロライナ州においてはその州の3,200校の学校を調査したところ給食を実施しているもの1,364校実施しないもの52校更に全然施設を持たないもの1,791校となり給食を受けている生徒は全生

徒数の51.9%となつております。又ジョージヤ州においては食事は出席児童全部に出されますが給食の経費を十分に払うことのできない貧困児童に対しては免除あるいは割引きして供給しておりそのとき経費の払える者と払えない者との間には何等の区別もしてはおりません。そして学校給食計画において食堂の経営から生ずるあらゆる資金はもつばら学校給食費に振向けられ利用されております。

(2) 我が国憲法で言う義務教育無償の範囲について
日本国憲法才26条才2項に「すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」と言う規定がありますが、この規定に基づいて教育基本法才4条才2項に「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。」と言う規定があり、更に学校教育法才6条才1項に「学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校又はこれらに準ずる盲学校・ろう学校及び養護学校における義務教育については、これを徴収することができない。」と言う規定があつて現在具体的には授業料を徴収しないと言う面のみが明文化されております。

(2) 義務教育無償を実施した場合の所要経費

(a) 義務教育児童生徒全員に対して教科書を
給与した場合(最低単価使用)

1. 小学校			
学年	単価	人員	所要額
1	173.30	1819311	315286.596
2	206.50	1955579	403827.064
3	225.10	1929689	434372.994
4	300.30	2023857	607764.257
5	309.40	1892001	585385.109
6	308.90	1686685	521016.997
計		11307.122	2867.653.017
			1433.827.000

2. 中学校			
学年	単価	人員	所要額
1	483.00	1501673	725308.059
2	383.30	1710361	655581.371
3	372.30	1660343	618145.699
計		4863377	1999035.129
			999.518.000

盲 学 校 (小学部)

学年	単価	人員	所要額	$\frac{1}{2}$ 額
1	975.00	994	969.150	
2	679.80	710	482.658	
3	744.80	519	386.551	
4	1165.00	459	534.735	
5	1136.40			
6	1125.70			
計		2682	2373.094	1187.000 (1186.547)

ろ う 学 校

1	303.30	3167	960.551	
2	336.50	2533	852.355	
3	355.10	2040	724.404	
4	430.30	2046	880.394	
計		9786	3417.704	1709.000 (1708.852)

総計 4872478.944 2436241.000



(3) 義務教育全児童生徒に対して給ての給費を保證したとき

教科書		
小学校	2867.653.017	1433827.000
中学校	1999.035.129	999.518.000
盲学校	2.373.094	1.187.000
ろう学校	3.417.704	1.709.000
計	4872478.944	2436241.000

学用品	単価	人員	金額	$\frac{1}{2}$
			千円	千円
小学校	954.13	11307.122	10788.464	5.394.232
中学校	1955.40	4863.377	9509.847	4754.924
盲学校	1848.00	2.682	4.956	2.478
ろう学校	825.45	9.786	8.077	4.039
			20311.345	10155.673

給食費

小学校	1442.72	11307.122	16.313.011	8.156.506
中学校	1442.72	4863.377	7.016.491	3.508.246
盲学校	2.150-	2.682	5.766.	2.883
ろう学校	2.150-	9.786	2.1039	10.520
計			23.356.308	11.678.155
総計			48.540.133	24.270.069

(4) 昭和26年度の教科書の最低単価(1・2年生のみ)

科目	一年	国定別 検	二年	国定別 検
算数	40.00		50.00	
音楽	15.00	国	12.50	国
国語	67.30	検	56.70	国
習字	6.20	国	22.80	検
理科	44.80	検	44.80	検
社会			19.70	国
	173.30		206.50	

(5) 国立公立及び私立学校の一年生の数(昭和25年指定統計)

小学校	国立	公立	外国人 私立	外国人 私立	合計	外国人
男	3594	1015.421	(5002)	2.325(29)	1021.340	(5031)
女	3482	988.931	(4852)	2.874(17)	995.287	(4869)
計	7076	2004.352	(9854)	5.199(46)	2016.627	(9900)

盲学校	男	女	計
男	8	355(1)	8
女	6	274(1)	7
計	14	629(1)	15